

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、広く住宅資材全般を取り扱う企業グループとして、「快適で豊かな住環境の創造」を企業理念に掲げ、事業活動を通じて社会の発展に貢献することを目指しています。

このため、コーポレートガバナンスの基本指針としての「コンプライアンス宣言」、グループ全役職員が遵守すべき規範である「役職員の行動規範」、環境問題への対応方針としての「環境方針」を定め、当社のホームページや社員手帳に掲載し、随時確認できる環境を整備しています。

グループ経営に関しましては、純粋持株会社である当社がグループの経営管理機能を一段と強化し、各社が連携して高い総合力を発揮できる企業グループを形成し、株主価値の更なる向上を目指した経営を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は、当社の株主構成において、機関投資家や海外の株主の構成割合が低く、議決権の電子行使や招集通知の英訳化の具体的な要請がないこと等から、現状これらの対応を行っておりません。今後、株主構成の状況や具体的な要請の有無等も勘案しながら、必要に応じて対応を検討してまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、年金資産の構成についてリスクとリターンを勘案した割合を決定し、毎年見直しを行っております。具体的な運営としては、企業年金規約および運用管理規程を定め、これらのルールに則った運用を社外の資産管理運用機関に委託しています。運用委託にあたっては、当社の基本方針に基づく運用指針を資産管理運用機関に交付しています。また、利益相反の管理を含む運用状況について定期的に報告を受けモニタリングしています。

当社は現在、企業規模等を勘案して運用に当たる専門の人材の配置を行っておりませんが、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

当社は、現状海外投資家等の比率が低く、海外株主等からの具体的な要請もないことから、コスト面も考慮し、株主総会招集通知や決算説明資料等の英語版は作成していません。

今後、海外投資家比率が高まる等の状況変化が生じた場合に、必要に応じて対応を検討いたします。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

当社は、機関設計として監査役会設置会社を採用していますが、現状、任意の仕組みの活用は行っておりません。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む9名で構成されており、当社の企業規模等からみて、現状程度の取締役数は適正規模と判断しています。これを前提に、統治機能の更なる充実を図るためにどのような仕組みの活用が相応しいのか、今後の検討課題といたします。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、機関設計として監査役会設置会社を採用していますが、現状、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会は設置していません。統治機能の更なる充実を図るためにどのような仕組みの活用が相応しいのか、今後の検討課題といたします。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役候補者の選任にあたって、他の役員会メンバーとの相互補完的なバランスを要件の一つに挙げ、取締役会全体としての多様性と適正規模の両立の確保に努めています。

また、監査役には、財務・会計の専門家として公認会計士1名を選任しています。

取締役会全体としての実効性に関する分析・評価は現状実施しておりませんが、取締役会の機能向上を図るためにどのような仕組みの活用が相応しいのか、今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、当該株式の保有が中長期的な観点から当社グループの業務遂行上必要と判断されること、保有リスクに対し一定の経済効果が見込めること等を、政策保有の基本方針といたします。個別銘柄ごとの保有の適否は、年1回、この基本方針に照らして取締役会で検証を行い、保有することに合理性が認められなくなった株式については適宜売却し縮減を図ることとしています。

また、当社は、議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与える重要な手段と考えており、中長期的な企業価値の向上、株主還元向上につながるかどうかなどの視点に立って判断を行います。

特に企業価値を大きく毀損させる可能性があるかと判断した議案については、慎重に精査した上で賛否を決定いたします。なお、当社が着目する主な精査項目には以下のものが含まれます。

- ・合併、買収、営業の譲渡・譲受け等の組織再編
- ・赤字決算企業または債務超過企業が実施する退職慰労金の贈呈

- ・第三者に対する株式の有利発行
- ・法令違反や反社会的行為に関する議案 等

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役と会社間の競業取引および利益相反取引については、法令に従い取締役会の承認事項として「取締役会規程」に定めており、個別取引の都度取締役会の承認を受けて実施し、その結果を取締役に報告します。

また、当社ならびに当社が実質的に支配する法人と当社の主要株主等が行う取引については、取引の規模が一定の基準を超える場合には、その内容について内部監査部門が定期的に監査し、その結果を取締役に報告する体制を整えています。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

当社は、情報開示の充実を図る観点から、以下の事項について開示し、主体的に情報発信を行っています。

- (1) 企業理念や経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ、決算説明資料等にて開示しています。
- (2) コーポレートガバナンスの基本方針を、当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書等にて開示しています。
- (3) 取締役および監査役の報酬等の決定方針を、コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書にて開示しています。
- (4) 取締役会が経営幹部の選解任を行うに当たっては当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する経営幹部を、取締役・監査役候補者の指名を行うに際しては当社の取締役・監査役として相応しい候補者（選定基準は、高い倫理観と誠実性、普遍的な価値観と精神的独立性、ビジネス、財務、会計等に関する豊富な知識と経験、実践的見識に基づく高度な判断力を有すること、他の役員会メンバーとの相互補完的なバランス）を選定しています。
- (5) 各候補者の略歴と、新任候補者、社外取締役候補者および社外監査役候補者の選解任の理由を株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務】

当社は、取締役会規程により取締役会が決議すべき事項(法令に定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務に関する事項、前記以外で特に必要と認められる事項)を定めています。

それ以外の事項に関しては、職務権限規程に定めるところにより、それぞれの委任の範囲を明確に定めています。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法や金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえた「社外役員の独立性判断基準」を定め、コーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しています。

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、当社の「社外役員の独立性判断基準」を満たす候補者を選定いたします。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役候補者の選任基準として、高い倫理観と誠実性、普遍的な価値観と精神的独立性を有し、ビジネス、財務、会計等に関する豊富な知識と経験、実践的見識に基づく高度な判断力を有していることに加えて、他の役員会メンバーとの相互補完的なバランスを要件に挙げています。

取締役の選任に関する手続は、上記の選任基準に基づき代表取締役が取締役に図り取締役候補者を選任、株主総会の承認を得て取締役に就任します。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、社外取締役・社外監査役をはじめとする取締役・監査役の兼任状況を、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレートガバナンスに関する報告書を通じ毎年開示しています。

社外取締役2名のうちの1名が他の上場会社1社の役員を兼任しており、また、社外監査役2名のうち1名が1社、他の1名が2社、各々他の上場会社の役員を兼任しております。いずれも兼任先数としては合理的な範囲であり、当社社外役員としての業務を全うできる体制となっています。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指して、取締役・監査役がその期待される役割・責務を適切に果たせるよう、定期的な研修会やグループ役員交流会の開催、外部セミナーや外部団体等への参加など、役員全体の能力向上に資するトレーニングを適宜実施しています。

また、常勤監査役については、公益社団法人日本監査役協会のセミナー等を受講しています。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話の申し込みに対しては、代表取締役ならびに財務担当取締役が中心となって対応する体制を構築しています。

代表取締役が出席し自らの言葉で経営方針や決算状況等を伝える決算説明会を年2回開催するほか、財務担当取締役を中心に個別ミーティング等にも積極的に対応することを基本方針とし、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉野石膏株式会社	4,226,044	13.72
三井物産株式会社	3,179,454	10.32
吉田 繁	2,353,431	7.64
SMB建材株式会社	1,517,397	4.93
JKホールディングス従業員持株会	1,308,015	4.25
伊藤忠建材株式会社	1,104,728	3.59
公益財団法人 PHOENIX	1,030,000	3.35
吉田 勲	979,969	3.18

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	957,100	3.11
吉田 隆	712,585	2.31

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
成田 博志	他の会社の出身者													
湯本 一郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
成田 博志		成田博志氏は当社の主要な取引先であります商工組合中央金庫の業務執行者として勤務していたことがあります。同金庫からは、当社の運転資金の貸付を受けております。	金融業に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有していることおよび株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主と利益相反のおそれがないこと等を基準に従前より指定させていただいております。
湯本 一郎			金融業に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有していることおよび株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主と利益相反のおそれがないこと等を基準に従前より指定させていただいております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門等に対して、内部監査計画その他モニタリングの実践計画及びその実施状況について適時かつ適切な報告を求め、内部監査部門等から各体制における重大なリスクへの対応状況その他各体制の整備状況に関する事項について定期的に報告を受け、必要に応じ内部監査部門等が行う調査等への監査役もしくは補助使用人の立会い・同席を求め、又は内部監査部門等に対して追加調査等とその結果の監査役への報告を求める体制を構築しております。

監査役会は年15回程度開催し、監査役は、取締役会等の重要会議に出席するほか、監査法人との定期的な会合、監査部との月3回の定例打合せ等、相互に連携して監査機能の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小河 耕一	他の会社の出身者													
原口 博	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小河 耕一			金融業に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有していることおよび株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主と利益相反のおそれがないこと等を基準に従前より指定させていただいております。

原口 博		公認会計士として専門知識、経験および株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主と利益相反のおそれがないと判断したため、独立役員に指定させていただいております。
------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

平成30年6月28日開催の第72回定時株主総会において、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額30百万円以内と決議されており、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

役員賞与に業績を反映させております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書において、取締役と監査役を分け、支給人数及び報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、報酬限度額は株主総会で定め、取締役の報酬限度額は、年額600百万円以内(平成10年6月29日定時株主総会決議)及び監査役の報酬限度額は60百万円以内(平成10年6月29日定時株主総会決議)であります。各人別限度額につきましては、取締役は取締役会、監査役は監査役会の協議で決定いたします。

また、平成30年6月28日開催の第72回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額30百万円以内と決議されており、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当セクションはありますが、専従スタッフは配置しておりません。また、取締役会開催に当たっての事前説明は原則として行っておりませんが、議案によって、社外取締役を含めた取締役、監査役全員に資料を事前配布いたしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
吉田 繁	名誉会長	長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見を活かし、経営その他の事項に関する相談要請に応じて助言を行っております。	勤務体系:常勤 報酬の有無:有	2016/06/28	

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

相談役・顧問の制度はありますが、現在対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 業務執行の体制

純粋持株会社である当社がグループの経営管理機能を一段と強化し、傘下の事業会社がそれぞれの事業推進力を向上させるとともに、各社連携して高い総合力を発揮できる企業グループを形成し、株主価値の更なる向上を目指したグループ運営を推進してまいります。

当社グループは、株主を始めとするステークホルダーの皆様から信頼される企業グループとなることを目指して、経営の透明性と効率性の向上に努めるとともに、コンプライアンスの確立や環境問題への取り組みを強化しております。

当社は、経営の意思決定と執行の一体性を重視する見地から監査役会設置会社形態を採用しておりますが、社外取締役や社外監査役を選任するほか、会計監査人と代表取締役との定期的なミーティングを実施するなど、適切な経営の監視機能が発揮される体制整備にも努めております。

内部統制への対応の一環として、平成16年2月に設置したコンプライアンス委員会を平成19年9月にコンプライアンス・リスク管理委員会に改組いたしました。

また、「コンプライアンス宣言」、「役職員の行動規範」につきましても同時に見直しを行い、社員手帳やグループ情報誌への掲載、研修の実施等を通じて周知・徹底を図っております。

これにより、グループ全体のコンプライアンスの確立と、リスク管理の強化に努めてまいります。

また、環境問題への取り組みは、平成16年3月に当社全営業所でISO14001の認証取得し、環境保全への取り組みの指針としたほか、平成29年3月に「JKホールディングスグループ木材調達基本方針」を定め、合法性、トレーサビリティ、持続可能性、価値の高い森林(HCVFs)保護を重点項目とした木材調達に努めています。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社の監査部6名が、当社並びにグループ各社の内部監査を実施する体制とし、業務活動全般に亘りチェックと指導を行っております。

監査役は、内部監査部門等に対して、内部監査計画その他モニタリングの実践計画及びその実施状況について適時かつ適切な報告を求め、内部監査部門等から各体制における重大なリスクへの対応状況その他各体制の整備状況に関する事項について定期的に報告を受け、必要に応じ内部監査部門等が行う調査等への監査役もしくは補助使用人の立会い・同席を求め、又は内部監査部門等に対して追加調査等とその結果の監査役への報告を求める体制を構築しております。

監査役会は年15回程度開催し、監査役は、取締役会等の重要会議に出席するほか、監査法人との定期的な会合、監査部との月3回の定例打合せ等、相互に連携して監査機能の充実に努めております。

(3) 会計監査の状況

会計監査は、会計監査人として選任している有限責任監査法人トーマツから一般に公正妥当と認められる監査基準に基づく適正な監査を受けております。なお、監査業務を執行した公認会計士は同法人に所属する日下靖規氏[継続監査年数5年]及び高原透氏[同5年]であり、その監査業務の補助者は合計12名(公認会計士6名、その他6名)であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定と執行の一体性を重視する見地から監査役会設置会社形態を採用しておりますが、社外取締役や社外監査役を選任するほか、会計監査人と代表取締役との定期的なミーティングを実施するなど、適切な経営の監視機能が発揮される体制整備が確保されていると考え、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の3営業日前に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間に2回(中間決算と本決算)機関投資家向けの説明会を開催し、代表者自身が事業実績や中期経営計画について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示情報等を当社ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	エコ建材の開発や住宅保証制度導入のほか、建築廃材リサイクルへの取り組み、新入社員研修の一環としての植林など、様々な視点で環境問題に取り組んでおります。また、平成16年3月に当社全営業所でISO14001の認証取得し、環境方針を制定したほか、平成29年3月に「JKホールディングスグループ木材調達基本方針」を制定いたしました。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則等に基づき、内部統制システムの構築において遵守すべき基本方針を以下のとおり定める。また、本方針に基づく内部統制システムの整備状況を継続的に評価し、必要な改善を行うことで、より実効性のある内部統制システムの構築・運用を目指す。

- 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、「快適で豊かな住環境の創造」を企業理念として掲げ、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の全ての役職員が「役職員の行動規範」を遵守し、法令・社会的規範・倫理を踏まえ誠実かつ適切に行動する。
 - (2) コンプライアンスの推進に関しては、担当取締役を任命し、同取締役が委員長を務める「コンプライアンス・リスク管理委員会」が、コンプライアンスに関する当社グループの方針の作成・改定、コンプライアンス体制の維持・管理、並びに教育・啓蒙・実施状況の確認等を行う。
 - (3) 万一「役職員の行動規範」に対する違反行為が当社グループにおいて発生した場合は、その内容・対処案を「コンプライアンス・リスク管理委員会」が取締役会、監査役会に報告する。
 - (4) 行動規範の違反等に関して、直属のラインを超えた報告・相談を可能にするため、社内及び社外に相談窓口を設置すると共に、通報者に不利益が及ばないようにする。
 - (5) 反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・弁護士等と緊密に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。
- 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係わる情報管理、及び個人情報を含む社内・外の情報管理については、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切な保存及び管理(廃棄を含む)を実施し、必要に応じて管理状況の検証や各規程の見直し等を行う。
 - (2) 当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルはデータベース化し、当社の役職員が即座に閲覧・検索できる体制を維持する。
 - (3) 当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルは担当取締役が所管し、適宜見直し等を行う。また、変更を要する場合は、取締役会に付議もしくは報告する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスク管理の基本方針並びに体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を構築、整備する。
 - (2) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する当社グループ全体の方針の作成・改定、リスク管理体制の維持・管理、並びに教育・啓蒙・実施状況の確認等を行う。
 - (3) 経営の意思決定に際し全社的に影響を及ぼす重要事項については、取締役会に諮る前に、当社並びにジャパン建材株式会社の役付役員で構成される常務会に諮ることで慎重を期す。
 - (4) 当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、代表取締役直轄に監査部を設置し、当社並びに当社グループ各社の内部監査を実施する。監査結果は代表取締役宛に報告すると共に、業務そのものの改善が必要な場合は代表取締役に改善提案を行う。
 - (5) 代表取締役は、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について速やかに調査・検証を行い、担当部署に改善を指示する。
 - (6) 当社並びにジャパン建材株式会社の役付取締役以上の在京役員で情報交換会を毎朝開催し、突発的な事態が発生した場合にも即応できる体制を維持するほか、非常災害時においては、「非常災害対策規程」及び同規程に基づくBCP(事業継続計画)に従い、会社全体で対応する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画並びに中期経営計画の目標に沿って立案された各年度予算を策定する。経営目標の進捗状況は、月1回開催される月次報告会並びに毎月の取締役会に定期的に報告され、必要に応じ見直し等を行う。
 - (2) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限を委譲し、各部門の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行し、取締役会がこれを管理する。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、有効かつ適切な内部統制を整備し運用する体制を構築する。
 - (2) また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。
- 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「関係会社管理規程」に基づき子会社等を管理し、代表取締役がこれを管掌する体制とする。
 - (2) 年2回、当社グループ各社の代表者を一同に会した経営計画発表会を開催し、グループ各社の経営計画を報告させる。また、毎月1回グループ社長会を開催し、グループ各社の業務進捗状況等の確認を行うとともに、業務運営上の課題等に対し適宜協議を行うことにより、子会社取締役の職務執行の効率性を確保する。
 - (3) 子会社等に損失の危険が発生または発生するおそれが生じた場合は、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に対する影響について、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告し、状況に応じて取締役会や監査役会に報告を行う。
 - (4) 内部通報制度の窓口を当社及び当社グループ共用のものとして社内外に設置すると共に、通報者に不利益が及ばないようにする。
 - (5) 海外の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性並びに監査役指示の実効性確保に関する事項
 - (1) 現在監査役職務を補助すべき専任の使用人はいないが、必要に応じて監査役職務を補助する専任スタッフを設置する。
 - (2) 専任スタッフは、監査役指示に従いその職務を遂行すると共に、子会社等の監査役職務補助も兼務することを可能とする。
 - (3) 補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、専任スタッフの任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- 当社グループの取締役・監査役及び使用人が、当社の監査役へ報告をするための体制
 - (1) 監査役は、取締役会の他、社内の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて当社グループの取締役、監査役又は使用人(以下、役職員という)に説明を求めるとし、役職員は速やかに適切な報告を行う。
 - (2) 当社は、当社グループの役職員が法令等の違反行為等、当社又は当社グループ企業に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、速やかに当社監査役に対し報告を行う体制を整備する。

- (3) 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。
9. 監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針
- (1) 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役は、監査役会と定期的な会合を行うと共に、常勤監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役との意思疎通を図る。
- (2) 内部監査部門と監査役は、適宜情報交換を行うと共に、連携して監査を行う。
- (3) 監査役が、会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

[反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方]

反社会的勢力による被害の防止は、内部統制上「業務の適正を確保するために必要なコンプライアンス・リスク管理事項」と位置づけ、対応いたします。

また、対応に当たっては、当社グループの「役職員の行動規範」に定めるとおり、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応いたします。

[反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況]

対応の統括部署を総務管財庶務部と定め、外部専門機関やコンプライアンス・リスク管理委員会と連携して、情報の収集、蓄積や研修を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断する取り組みを支援する体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 情報開示の基準

当社は、金融商品取引法等の諸法令及び東京証券取引所が定める有価証券上場規程の「会社情報の適時開示」(以下、適時開示規則)に従って、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報の提供を行います。

また、諸法令や規程等に該当しない場合におきましても、株主や投資家の皆様が当社をご理解いただくうえで有効と思われる情報につきましては積極的な開示に努めます。

2. 情報開示の体制

決定事実・発生事実・決算情報及びその他の会社情報につきましては、情報取扱責任者が各部門・拠点からの報告を受け、財務経理部を中心に開示諸規程等に基づき開示の内容等を検討し、取締役会等において承認された後に、情報取扱責任者の指示により、当該情報を担当部門が開示・公表することとしています。

(適時開示に係る開示手続き)

(1) 決定事実に関する情報の取扱い

当社は、適時開示規則の決定事実該当する重要事項の決定機関は、取締役会が行います。重要事項を決定した場合、取締役会は情報取扱責任者に速やかに開示するよう指示します。

(2) 発生事実に関する情報の取扱い

各部門長・拠点長が把握した内容を情報取扱部門に報告します。早急に情報取扱責任者が中心となり、情報収集を行い事実関係を確認し、関係部門長と協議を行い、重要性等を判断した後に適時開示規則に基づく開示の可否の判断を行います。情報開示責任者は社内体制の手続きに則り、承認を行ったうえで、速やかに開示します。

(3) 決算に関する情報の取扱い

当社は、決算に関する内容の決定機関は取締役会が行います。原案を担当部門責任者が取締役会で説明を行い、審議後に開示内容が決定します。取締役会が承認し、取締役会は情報取扱責任者に速やかに開示するよう指示します。

【参考資料:模式図】

